



広島県「減らそう犯罪」推進会議



策定に当たって

- ① プランの概要
- ② 策定の趣旨
- ③ 計画期間



策定に当たって

① プランの概要

- このプランは、県民の生活安全と地域の治安状況を取り巻く社会情勢の変化や安全安心に関する今後の課題を見据えながら、犯罪リスクに的確に対応できるよう取組の基本的方向を定めています。
- 運動目標の達成に向けて、様々な施策を総合的かつ体系的に進めていくとともに、これまでの取組の中で浮かび上がった課題に対して重点的に取り組むことにより、県民生活の安全安心の向上を図っていきます。

プランの概略図



※「不安に感じる犯罪(8罪種)」: 自転車盗・車上ねらい・器物損壊等・侵入強盗・侵入窃盗*・住居侵入・強制性交等・強制わいせつ

2 策定の趣旨

- 本県では、平成15(2003)年に「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例を施行して以来、18年間にわたって「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動を展開してきました。
- この運動は、県民をはじめ、事業者、ボランティア、関係団体、行政等の様々な主体が協働・連携しながら、誰もが安全で安心して暮らせる、犯罪の起こらないまちづくりを目指すものです。
- 運動の推進に当たっては、取組の方向性や施策の方針を示す行動指針としてアクション・プランを策定し、第1期から第4期まで、期ごとに目標を定めて取組を進めてきました。
- その結果、平成14(2002)年に約6万件にまで達した刑法犯認知件数*は、令和元(2019)年には14,160件とピーク時の4分の1以下まで減少するなど、大きな成果を上げました。
- これまでの取組の成果を踏まえ、より発展させていくために、今後の「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の方向性を定め、目標を達成するための行動計画として、第5期のアクション・プランを策定するものです。

3 計画期間

令和3(2021)年から令和7(2025)年までの5年間

※犯罪情勢の変化等に対応し、必要に応じてプランの内容を見直すものとします。

コラム

各主体の役割

安全で安心な広島県の実現は、行政だけで成し得るものではなく、主役である県民をはじめ、事業者、ボランティアなど多様な主体が、それぞれの役割を認識し行動すること、さらに、お互いが支え合い、足りない部分を補完し合うなど協働・連携していくことが必要です。

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例は、県、県民、事業者それぞれの責務を定めており(第2条～第4条)、この趣旨に基づいて、次のような行動と役割を担っていくことが期待されています。

- 広域的な視点から地域全体の取組の方向付けを行う。
 - 地域の多様な主体による取組をコーディネートし、地域の実情に応じた支援活動を推進する。
- 具体例** 犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた総合計画や防犯指針の策定、市町への安全安心に関する指導・支援、県民への地域安全情報の発信、地域安全マップづくり*の開催など
- 県民に最も身近な自治体として、地域住民や事業者等の取組を支援し、道路、公園、学校など県民が日々利用する公共空間・施設が犯罪の起こりにくい場所となるよう、防犯性に優れたまちづくりを進める。
- 具体例** 防犯カメラや防犯灯の設置・促進など犯罪が起こりにくいまちづくりの推進、防犯グッズの支給など防犯ボランティアに対する支援、地域住民への地域安全情報の発信など
- “自らの安全は自ら守る”という自主防犯の意識を高く持って行動する。
 - 地域社会の一員として、子供や女性、高齢者など他の人が犯罪の被害に遭わないように、声かけ・見守り活動や防犯パトロールなどの自主防犯活動に参加・協力する。
 - 「犯罪の起こりにくい安全安心なまちづくり」のための取組に参加・協力する。
- 具体例** 青色防犯パトロール*、防犯パトロール、登下校時における子供見守り活動、防犯・防災訓練などの地域の行事への参加、回覧板や口コミなどによる地域住民への地域安全情報の提供・共有など
- 事業活動を通じて、顧客、従業員の安全を確保するための措置を講じる。
 - 地域社会の一員として、地域住民の取組を支援し、地域の安全を確保するための自主防犯活動に努める。
 - 「犯罪の起こりにくい安全安心なまちづくり」のための取組に参加・協力する。
- 具体例** 店舗等における強盗や不審者対応訓練、従業員等への地域安全情報の提供・共有、地域における防犯・防災訓練への参加や地域での清掃活動への参加、防犯パトロールや県民への地域安全情報の提供など

